

公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 3 8 号

(支給する職及び区分)

第 1 条 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成 22 年規則第 27 号）第 8 条第 1 項の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の区分は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(支給額)

第 2 条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、別表第 1 に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同表の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第 2 の管理職手当額欄に定める額（公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等規程（平成 22 年規程第 28 号）第 19 条の規定による育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 22 年規則第 27 号）第 3 条 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

職	区分
事務局長	1 種
副学長	2 種
学部長 研究科長 副局長	3 種
学長補佐 学生支援センター長 高等教育開発センター長 研究開発センター長 情報センター長 地域連携センター長 専門職連携教育研修センター長 調整幹	4 種
保健センター長 高等教育開発センター副センター長 研究開発センター副センター長 学科長等(共通教育科長を含む)	5 種

別表第 2（第 2 条関係）

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
10 級	1 種	136,000円
9 級	1 種	130,300円
8 級	2 種	110,300円
7 級	3 種	91,500円
	4 種（理事長が定める職に限る。）	82,300円
	5 種（理事長が定める職に限る。）	68,600円
6 級	4 種	75,500円
	5 種	62,900円
	6 種	50,300円
5 級	6 種	46,300円
	7 種	38,600円
4 級	7 種	36,700円
3 級	7 種	29,800円

2 教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5 級	2 種	124,100円
	3 種	107,900円
	4 種	97,100円
	5 種	50,300円

備考 別表第 1 に掲げるその者の占める職に対応する同表の区分欄に掲げる区分がその者の属

する職務の級に係るこの表の職務の級欄に掲げる級に対応する同表の区分欄にない職員については、その者の属する職務の級の 1 級下位の職務の級欄に対応する区分とする。